

2026年度 JASM奨学金 募集要項

半導体に関する国際活動旅費支援

台湾の半導体企業である JASM より、自然科学教育部の大学院博士前期・後期課程を対象にした半導体に関する国際活動旅費支援の募集が開始されましたので、お知らせいたします。

本旅費支援は、半導体関連分野での活躍が期待される学生を支援することを目的としており、詳細については以下の通りです。

1. 応募資格

自然科学教育部に在籍する博士前期・後期課程の正規生で半導体関連分野の研究に従事する者

2. 支援対象となる国際活動

半導体に関する国際学会やインターンシップまたはサマープログラム等の研修に参加すること

3. 申請に必要な条件

- ① TOEIC 550 点、TOEFL-iBT 61 点、IELTS 5.0 以上の英語スコアを取得していること。
※2024 年 4 月以降に取得したものに限り。
- ② 可能な限り熊本大学で開催される TSMC Day in 熊本大学 (2026 年 6 月 11 日) に参加すること

4. 支給額

旅費、宿泊費、プログラム参加料を本学規定の範囲で全額負担（場合によっては額の調整をお願いすることもある）する。ただし、他のプログラムから支援を受けている場合は、その支援額と合わせて支給総額が全額になるように支給する。

5. 申請時に必要な書類

- ① Application summary (Forms から回答)
- ② 申請書 “Financial Support Application Form” (別紙様式 1 / 英語で記入)
- ③ プログラムや学会ホームページのコピー (開催日時、開催場所が明示されているもの)
- ④ TOEFL (TOEFL-ITP は不可)、TOEIC (TOEIC L&R IP は不可) または IELTS のスコア証明書のコピー
※2024 年 4 月以降に取得したものに限り。
※スコアは「学修成果可視化システム (ASO)」に登録すること。
- ⑤ 2026_Agreement Form
- ⑥ ホテル・航空運賃領収書又はパック旅行領収書

6. 申請締め切り

2026 年 6 月 5 日 (金) 17 時まで

※応募状況によっては追加募集を行う可能性があります

7. 申請書類の提出先

申請者は、定められた申請期間内に指導教員の承諾を経て、必要書類を提出すること。

提出先：

- ・ Application summary は以下のリンクから回答してください
<https://forms.office.com/r/tVBUdupaYP>
- ・ Application summary 以外の必要書類は以下の Moodle に提出してください。
<https://md.kumamoto-u.ac.jp/course/section.php?id=1026416>

8. 選考の方法

- ・ 英語スコアが高い学生を優先する。
- ・ 必要に応じて成績を加味する場合がある。

9. 選考結果の通知

選考結果の通知は、申請期間毎に応募者本人及びその指導教員に対し、7月中旬までに行う。
後日、受給決定者へ以下の提出手続き等の連絡をする。

10. 出発前の提出書類・手続き（採択が決定した場合）

下記書類を出発前日までに大学院教務・国際担当へ提出すること。

※提出についての詳細および様式については後日採択決定者へ別途連絡

- ・ 日程調書
- ・ 旅費振込口座及びプロフィール登録フォーマット
- ・ 海外渡航届
- ・ 海外旅行保険加入の写し
- ・ 外務省海外旅行登録画面の写し（たびレジ）※日本人学生のみ
- ・ OSSMA 申請書
- ・ パスポート顔写真のページのコピー

12. 帰国後の提出書類

下記書類を帰国後2週間以内に大学院教務・国際担当へ提出すること。

※提出についての詳細および様式については後日採択決定者へ別途連絡

- ・ Report of International activities
- ・ プログラム中、論文名、発表者が記載された箇所のコピー
- ・ 搭乗券半券（原本）
- ・ Evaluation of Internship [受入機関の評価書]※インターンシップ参加者のみ

13. 帰国後の義務

- ・ JASM 職員と交流する「JASM Travel Award」への参加（詳細は後日連絡）
- ・ 海外インターンシップ採用者の場合は、インターンシップ I もしくは II の単位認定を受けること。
但し、既に過年度に認定済みの場合は不要

- ・帰国後半年以内に英語テストを受験しスコアを提出すること（TOEFL (ITP 含む)、TOEIC (IP 含む) または IELTS) ※スコアは「学修成果可視化システム (ASO)」に登録すること

【注意事項】

- ① 支援対象の国際活動についてのみ、本給付金を支給する。これに付帯する別目的での滞在（私用滞在等）については支援の対象外とする。
- ② 本給付金は帰国後、手続きが終了してから、2, 3ヶ月後に支給される。先払いはできない。また、諸事情により、参加予定の国際活動が中止になった際の支給、および航空チケット、宿泊のキャンセル料の支払いはしない。
- ③ 年度内に帰国して全ての手続きを完了すること。
- ④ 次の各号のいずれかに該当する場合は、給付を取り消すことがある。
 - －受給者が本給付金の受給を辞退したとき
 - －申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
 - －その他、受給者としての資格を失ったとき
- ⑤ TA・RA 技術補佐員等で本学に雇用されている場合は、渡航期間について各自で担当教員と自然科学系人事担当に申し出ること。
- ⑥ 申請は各自 1 件とする
- ⑦ 渡航先および経由地に入国する際に必要なビザの取得が出来るか事前に確認しておくこと。また、必要なビザの取得は本人の責任とする。
- ⑧ やむを得ない事情で支援を辞退する際は速やかに大学院教務担当まで連絡すること。
- ⑨ 諸事情により、英語スコア証明書等の申請書類提出が困難な場合は、大学院教務担当まで相談すること